

旧北部中学校・旧小田野沢保育所の利活用事業者を募集中！

村内の廃校舎等を有効活用することにより、新たな雇用を創出し、地域や村の活性化に結び付けることを目的に、廃校舎等を利活用する事業者を募集しています。



旧小田野沢保育所



旧北部中学校

◆公募している廃校舎：

- ①旧東通村立北部中学校
- ②旧東通村立小田野沢保育所

◆貸付料：無料

◆募集期間：随時受付

◆応募資格：法人、任意団体、個人問わず

◆公募要項：東通村ホームページで公表しております。

◆貸付条件：

- ・原則3年以上5年以内（更新可）
- ・地域産業の振興や社会福祉の向上、地元雇用の創出、地域社会の貢献、地域の活性化等に資するもの
- ・廃校舎等は現状有姿で貸付け
- ・各種整備に要する経費は事業者負担 など

◆問合せ先：東通村経営企画課 電話：27-2111

中小企業応援「半島税制」でお得に設備投資！

東通村では、半島地域振興策の一環として、平成31年3月に半島振興法に基づく産業振興促進計画の認定を受けました。これにより、東通村では、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者が、それぞれの事業のための設備投資として一定額以上の機械、建物等を取得した場合、5年間の割増償却ができます。また、地方税においても、事業税、不動産取得税、固定資産税の税率が優遇されます。

優遇措置の活用を希望する事業者は、設備投資が「東通村産業振興促進計画」に適合しているか税務申告前に確認申請書を東通村経営企画課に提出する必要があります。また、対象業種、資本金、取得価格等の要件がございます。詳細は、村ホームページをご確認ください。

問合せ先：経営企画課地域戦略グループ ☎27-2111

東通村プレミアム付商品券事業について

国及び東通村は、消費税・地方消費税率引き上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業を行います。

●低所得者向けのご案内

- ・対象者：2019年1月1日時点の住民のうち、2019年度の住民税が非課税である方。（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者を除く）
- ・手続き方法：①7月以降に交付申請書を対象者の方へ郵送致します。
②記入後、東通村役場経営企画課までお持ち下さい。
③順次審査の後、9月以降購入引換券の発送を開始致します。
※申請受付は11月29日まで実施致します。

●子育て世帯向けのご案内

- ・対象者：学齢3歳未満の小さな乳幼児（※）のいる子育て世帯の世帯主
※2016年4月2日から2019年9月30日までの間に生まれた子。
- ・購入引換券発送について：①2016年4月2日～2019年6月1日に出生した子の世帯主へは9月上旬の発送予定になります。
②2019年6月2日～7月31日に出生した子の世帯主へは9月中旬の発送予定になります。
③2019年8月1日～9月30日に出生した子の世帯主へは10月下旬の発送予定になります。

●商品券の購入方法

- ・販売期間：2019年10月1日～2020年2月28日
- ・使用期間：2019年10月1日～2020年3月6日
- ・販売場所：東通村商工会
- ・販売単位：1冊4,000円（商品券使用可能額5,000円）×最大5冊までの購入が可能です。（1度に複数冊購入可能）
- ・購入限度額について：①低所得者 購入額2万円（使用可能額2万5,000円）
②子育て世帯 購入額2万円（使用可能額2万5,000円）×該当するお子様の数
※上記①②両方の要件に当てはまる方は、①②それぞれのお立場で限度額まで商品券を購入できます。

●その他

ご不明な点や詳細をお聞きしたい場合は、下記問合せ先までご連絡下さい。



内閣府、プレミアム付商品券専用ページになります。是非、ご利用下さい。

<問合せ先>東通村経営企画課